

世田谷区介護職員等宿舍借り上げ支援事業（概要）

1 目的

職員が働きやすい職場環境を実現し、災害時の迅速な対応を推進するとともに、介護人材の確保定着を図る。

2 対象事業所

福祉避難所（高齢者）として、災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定を区と締結する（している）区内地域密着型サービス事業所。

3 対象 宿 舎

法人が賃貸借契約を結んでいる宿舎

4 対象入居者

介護職員および生活相談員（支援相談員）で災害対策上の業務に従事する者とする。ただし、当該事業所の経営に携わる法人の役員を除く。

5 補 助 経 費

対象法人が支出した介護職員等の宿舍借り上げに係る経費（令和5年4月1日以降の賃料、共益費、礼金、更新料等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。

6 補 助 要 件

（ア）宿舎が事業所から半径10キロメートル圏内

（イ）1戸当たり助成期間4年間が上限

（ウ）対象者が入居中

※1福祉避難所あたりの上限戸数4戸の条件を令和4年度より撤廃しました。

7 補助基準額

1戸あたり、月額8万2千円まで

8 補 助 率

7／8（10円未満切り捨て）